

## 常陸大宮市農業振興対策事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、本市における多様な形態の農業生産活動に対し、市全体の農業振興及び農業者、農業生産団体等の育成を促し、市内全体の農業の活性化及び産地づくりを図るため、対象者及び対象団体に対して常陸大宮市農業振興対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による認定を受けている者及び当該認定を受けるため本市に農業経営改善計画を提出した者であつて、補助金の交付の対象となる事業を実施する年度内において当該認定を受ける見込みのある者をいう。
- (2) 認定新規就農者 法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。
- (3) 農業等関係団体 集落営農、農業協同組合の組合員で組織する各生産部会、その他の複数の農業の担い手で組織する農業生産団体をいう。

(補助対象事業等)

第3 常陸大宮市農業振興対策事業で実施する事業の種類は、次のとおりとし、事業ごとの事業種目、内容、事業実施主体、採択基準、補助率、補助対象経費等は、別表に掲げるとおりとする。

1. 農業用（普通作物）機械施設整備事業
2. 農業用（園芸作物）機械施設整備事業
3. 競争力のある産地づくり事業
4. 6次産業化推進事業

2 補助金の交付を受けることができる者は、別表に掲げる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する者であつて、市税等の滞納がない者
- (2) 市内に主たる事務所又は事業所を置く団体

(事業の実施方針)

第4 常陸大宮市農業振興対策事業は、地域の実情に応じつつ、第3の1に定める事業を適切に組み合わせるとともに、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

(事業実施計画)

第5 第3の1に定める事業のうち次に記載する事業については、事業実施主体は事業実施計画承認申請書（様式1）に事業の実施計画書を添えて常陸大宮

市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

1. 農業用（普通作物）機械施設整備事業
2. 農業用（園芸作物）機械施設整備事業
- 2 前項で定める事業以外の事業を実施しようとする事業主体は、事前に事業の実施を市長に申し出るものとする。
- 3 市長は、事業実施主体から提出された事業実施計画承認申請書、又は申し出による事業が適正と認められるときは、事業実施計画承認通知書（様式2）により承認するものとする。
- 4 前項で定める事業において、事業実施計画の重要な変更については、前項に準じて行うものとし、重要な変更とは次のとおりとする。
  - （1）事業実施主体の変更
  - （2）施行箇所又は設置場所の変更
  - （3）事業量の30%を超える増減
  - （4）事業費の30%を超える増減（事業の推進指導體制）

第6 市は、地域の実態に即し、かつ農業者の自主性と創意工夫を活かしつつ、常陸大宮市農業振興対策事業の効果的かつ適正な推進を図るため、農業協同組合、土地改良区等農業団体、地域農業改良普及センター等との密接な連携を図り、事業の実施についての推進指導にあたるものとする。

（事業の実施状況報告）

第7 第5の1に定める事業を実施した事業実施主体は、事業実施年度から3年間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書（様式3）を作成し、市長に提出するものとする。なお、報告にあたっては、毎年6月末日までに提出するものとする。

- 2 事業実施状況報告書（様式3）の提出を受けた市長は、その内容および目標の達成状況について評価し、その評価結果が著しく低い等、別途対策を講じる必要がある場合には、他の関係機関と連携のうえ事業実施主体を指導するものとする。

（助成措置）

第8 市長は、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成措置を講ずるものとする。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、常陸大宮市農業振興対策事業の実施につき必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(一部改正)

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

(一部改正)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(一部改正)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 常陸大宮市農業振興対策事業

事業種目	事業の内容	事業実施主体	採択基準	補助率 (上限)	補助対象経費
1. 農業用(普通作物)機械施設整備事業	普通作物の産地づくりに必要な機械の導入を推進し、農業振興を図る。	認定農業者 認定新規就農者 農業等関係団体 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業等関係団体の場合、受益農家戸数が3戸以上であること。</li> <li>栽培品目については、集荷団体等との契約に基づく出荷を目的としていること。</li> <li>事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上が見込めること。</li> <li>「特色ある産地づくりプラン」を作成しており、かつ、実現に向けての関係機関、団体の連携体制が整備されていること。</li> </ul>	<p>1/3以内 (2,000千円)</p> <p>※集積面積が10ha以上15ha未満の場合の上限額は1,500千円、5ha以上10ha未満の場合の上限額は1,000千円、5ha未満の場合の上限額は500千円とする。</p> <p>※有機農業の推進に向けた取り組みを実施する場合は補助率を1/2以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラクター、コンバイン、播種機、移植機等の導入費用及びリース導入費用</li> </ul>
2. 農業用(園芸作物)機械施設整備事業	園芸作物の産地づくりに必要な機械の導入を推進し、農業振興を図る。	認定農業者 認定新規就農者 農業等関係団体 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業等関係団体の場合、受益農家戸数が3戸以上であること。</li> <li>栽培品目については、市場へのお荷を目的としていること。</li> <li>事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上が見込めること。</li> </ul>	<p>1/2以内 (250千円)</p> <p>※ただし、ねぎ、なす、いちご及び有機農産物の栽培に係る機械等導入の場合のみ、上限額を500千円とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収穫機、播種機、加温機、パイプハウス等の導入費用及びリース導入費用</li> </ul>
3. 競争力のある産地づくり事業	農産物の生産振興を図るために必要な資材費等の購入費用を助成することで、組織活動の支援及び強化を推進する。	農業等関係団体 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業等関係団体としてまとまりをもった活動をしていること。</li> <li>販売を目的としていること。</li> <li>産地形成に資する活動を実施する団体であること。</li> </ul>	<p>1/2以内 (250千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規的な取り組み等に要する経費</li> </ul>
4. 6次産業化推進事業	6次産業化を推進するために必要な商品開発経費及び機械の導入を助成することで、産地形成を図る。	食品衛生法に基づく加工業に必要な許可を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売を目的としていること。</li> <li>産地形成に資する活動を実施する者、団体であること。</li> <li>市内で生産された農産物を用いて加工を行う者であること。</li> </ul>	<p>1/2以内 (500千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6次産業化に向けた商品開発に係る経費及び必要な機械・器具等の導入費用</li> </ul>

注) 1 事業種目1において有機農業の推進に向けた取り組みを行うことを選択し事業採択された場合、事業実施年度から3年以内に有機JAS認証を受けなかった場合は補助金を全額返還するものとする。

2 「茨城県特定高性能農業機械導入指針」に基づき、主な機械ごとの導入下限面積は原則として別紙のとおりとする。

## 別紙

種類	区分	内容	利用条件等	導入下限面積(ha)
トラクター	I	30PS級(25~34PS)	田	4
			畑	5
			果樹園	2
			草地	4
	II	40~50PS級(35~54PS)	田	8
			畑	10
			果樹園	4
	III	60~80PS級(55~84PS)	田	12
			畑	15
	IV	90PS級以上(85PS~)	草地	12
			田	15
			畑	20
乗用型田植機	I	植付け条数4~5条		4
	II	植付け条数6条		8
	III	植付け条数8条		10
	IV	植付け条数10条		12
水田用乗用型多目的作業機		①植付け(は種)条数6条以上 ②薬液吐き出し量3リットル/分以上		8
動力噴霧機	I	①薬液吐き出し量30リットル/分以上55リットル/分未満 ②有効散布幅15m級未満	田畑	6
	II	①薬液吐き出し量55リットル/分以上100リットル/分未満 ②有効散布幅15m級以上	田畑	12
	III	①薬液吐き出し量100リットル/分以上200リットル/分未満 ②有効散布幅15m級以上	田畑	15
	IV	①薬液吐き出し量200リットル/分以上 ②有効散布幅15m級以上	田畑	25
スピードスプレーヤー	I	薬液吐き出し量20リットル/分以上50リットル/分未満	果樹園	1.5
	II	薬液吐き出し量50リットル/分以上70リットル/分未満	果樹園	2
	III	薬液吐き出し量70リットル/分以上100リットル/分未満	果樹園	3
	IV	薬液吐き出し量100リットル/分以上	果樹園	4
コンバイン	I	刃幅0.8m以上1.2m未満(自脱型)【3条刈】	水稻	6
			麦	7
	II	刃幅1.2m以上1.6m未満(自脱型)【4条刈】	水稻	10
			麦	12
	III	刃幅1.6m以上(自脱型)【5条刈以上】	水稻	12
IV	刃幅0.8m以上2.5m未満(普通型)	麦	16	
		水稻	15	
		大豆・ソバ	12	
V	刃幅2.5m以上(普通型)	水稻	20	
フォーレージャーバスター	I	刃幅1.0m以上1.2m未満(直装式又は半直装式)		7
	II	刃幅1.2m以上1.5m未満(けん引式、直装式又は半直装式)		10
	III	刃幅1.5m以上(けん引式又は直装式)		20
	IV	刃幅2.1m以上(乗用型)		90
ポテトハーバスター	I	タンク容量 1,000kg未満(けん引式又は乗用型)		10
	II	タンク容量 1,000kg以上(けん引式又は乗用型)		12
いも類乗用型収穫機		タンク容量 600kg以上(乗用・自走式)	ばれいしょ	6
			かんしょ	6
			さといも	3
野菜接ぎ木ロボット	半自動式	接ぎ木能率900株/時級		200,000株
	全自動式	接ぎ木能率800株/時級		180,000株
野菜用乗用型全自動移植機		移植条数 2条		4
野菜用乗用型多目的作業機		①中耕・培土条数3条以上 ②薬液吐き出し量15リットル/分以上 ③有効散布幅8m以上		5
キャベツ収穫機	自走式	収穫条数 1条		3
ごぼう収穫機	自走式	収穫条数 1条		6
だいこん収穫機	自走式	収穫条数 1条		4
たまねぎ収穫機	自走式	収穫条数 1条以上		3
ねぎ収穫機	自走式	収穫条数 1条		1.5
はくさい収穫機	自走式	収穫条数 1条		4
ほうれんそう収穫機	自走式	刈刃 1.3m以上		4
加工用トマト収穫機	自走式	①全幅 1.5m以上 ②全高 1.2m以上 ③重量 300kg以上		3
にんじん収穫機	自走式	収穫条数 1条		2
	自走式	収穫条数 2条		4
飼料作物収穫機	自走式	①全幅 2m以上 ②全高 3.5m以上 ③重量 5t以上	稲	20
			とうもろこし	20
			牧草	15
産業用無人航空機	防除・施肥兼用	タンク容量5リットル以上	産業用マルチコプター(ドローン)	9
			産業用無人ヘリコプター	45

(様式1)

番 号  
令和 年 月 日

常陸大宮市長 殿

事業主体名  
代表者氏名

常陸大宮市農業振興対策事業（ 事業）実施計画書の承認申請について

常陸大宮市農業振興対策事業実施要領第5の1の規定に基づき、別添のとおり事業実施計画書を提出するので、承認されたく申請します。

記

事業種目  農業用（普通作物）機械施設整備事業  
 農業用（園芸作物）機械施設整備事業

※ 別記様式1の事業実施計画書を添付すること。

(様式2)

番 号  
令和 年 月 日

殿

常陸大宮市長

常陸大宮市農業振興対策事業実施計画書の承認について

令和 年 月 日付け 第 号で承認申請のあった下記事業の実施計画書については、内容が適当と認められるので、常陸大宮市農業振興対策事業実施要領第5の3の規定に基づき承認します。

記

事業の内容	補助金額
	円
合計	円

(様式3)

番 号  
令和 年 月 日

常陸大宮市長 殿

事業主体名  
代表者氏名

常陸大宮市農業振興対策事業の実施状況報告について

常陸大宮市農業振興対策事業について、別添のとおり事業を実施したので、常陸大宮市農業振興対策事業実施要領第7の規定に基づき報告します。

記

事業種目  農業用（普通作物）機械施設整備事業  
 農業用（園芸作物）機械施設整備事業

※ 別記様式2の事業実施状況報告書を添付すること。

令和 年度

常陸大宮市農業振興対策事業実施計画書

- 農業用（普通作物）機械施設整備事業
- 農業用（園芸作物）機械施設整備事業

- 有機農業の推進に向けた取り組みを実施する
- 有機農業の推進に向けた取り組みを実施しない

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

1. 事業の目的

2. 事業内容（共通事項）

対象作物名	受益面積 ha	受益農 家戸数 戸	事業の内容（規格・規模等）	事業量 (台、棟、㎡)	補助率	事業費 円	負担区分			備考
							市補助金 円	国県補助金 円	事業主体 円	
合計										

- 注) 1 対象作物が複数ある場合、上段の対象作物名欄には主たる作物名を1位とし、以下順位を附して記載する。  
 2 事業の内容の欄は、導入する機械（例えば防除機、管理機）を記載する。  
 3 事業量の欄は、機械の面積や単価、台数等を記載する。  
 4 事業費は、事業毎に消費税額まで含んだ金額を記入する。  
 5 備考欄には、事業毎に消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円」と記入する。

### 3 現状と課題

現 状		課 題	
--------	--	--------	--

### 4 事業導入による改善計画

項目	作物名	現 状 ( 年)	目 標 ( 年)	目標達成のための具体的対策
栽培面積 (ha)				
出荷量 (t)				
平均販売単価 (円/kg)				
販売金額 (千円)				
品質 (A品率%)				
出荷期間 ( 月～ 月)				
単収 (kg/10a)				
労働時間 (h/10a)				
生産コスト (10a当経営費)				

- 注) 1 上記以外の項目で改善計画目標を設定する場合は、表を拡大し、生産コストの下に項目を追加して記載する。  
 2 現状は、事業実施年度の数値とし、目標は事業実施後3年目の年度の目標数値とする。例えば5年度に事業実施する場合、現状は4年度数値を、目標は8年度数値を記載する。  
 3 事業対象品目が複数ある場合は品目毎に作成すること。  
 4 事業対象品目がお茶の場合は、出荷量について、生茶及び荒茶の両方を記載すること。それ以外の項目については、荒茶について記載すること。

## 5 機械・施設等の利用計画

### (1) 施設の利用計画

作物名	面積	生産量	利用期間

### (2) 機械の利用計画

作物名	受益面積	作業内容	1日当たり利用計画		利用期間	稼働日数
			作業時間	左の面積		

## 6 添付書類

### (共通)

- ・機械の設置箇所を示す位置図
- ・見積書
- ・カタログ
- ・機械の管理運営規定（農業等関係団体の場合）
- ・定款、規約、役員名簿等（農業等関係団体の場合）
- ・機械リース計画書（リース導入の場合）
- ・その他必要と認められるもの

### (農産の場合) ※米、麦、大豆、そば等

- ・特色ある産地づくりプラン
- ・営農計画書の写し

(特色ある産地づくりプラン様式)

## 特色ある産地づくりプラン

計画策定年月日 令和 年 月 日

計画策定主体名

代 表 者 名

1 生産状況

(1) 生産組織

組織の名称	構成員数		平均年齢	専業比率	特記事項
		うち認定農業者数			

(2) 地域計画等での当該生産組織の位置付け

--

※当該生産組織の活動が地域計画等の実現にどのように寄与するか等を記載する。

(3) 対象受益地の生産量等

作物名 (品種名)	年度	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年
		(実施年)			(目標年)
	作付面積 (ha)				
	生産量 (t)				
	平均単収 (kg/10a)				
	作付面積 (ha)				
	生産量 (t)				
	平均単収 (kg/10a)				
	作付面積 (ha)				
	生産量 (t)				
	平均単収 (kg/10a)				

※目標年は、当該事業実施後の3年目とする。

(4) 実需者ニーズの把握及び対応策

作物名 (品種名)	実需者ニーズ (主な実需者・要望・評価) 及び対応策

2 生産における現状と課題

項目	現状	目指そうとする産地の姿	課題
組織に関して			
担い手に関して			
生産技術に関して			
品質に関して			
機械、施設に関して			
その他 ( )			

3 流通・販売における現状と課題

項目	現状	目指そうとする産地の姿	課題
集荷に関して			
品質に関して			
販売先に関して			
販売価格に関して			
販売促進に関して			
その他 ( )			

4 事業実施により期待される効果

事業内容	期待される効果

令和 年度

常陸大宮市農業振興対策事業実施状況報告書

- 農業用（普通作物）機械施設整備事業  
 農業用（園芸作物）機械施設整備事業

事業実施主体名

代表者名

所在地



2. 事業実施によって得られた効果

3. 事業実施後の状況

項目	作物名	実施前年 (年)	目標年 (年度)	実施年 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	目標達成のための具体的対策
栽培面積 (h a)								
出荷量 (t)								
販売金額 (千円)								
販売単価 (円/kg)								
品質 (A品率) (%)								
出荷期間 (月～月)								
単収 (kg/10 a)								
労働時間 (h/10 a)								
生産コスト(10a当経営費)								
その他								

- 注) 1 本表については、事業実施年度の実施報告における実績をもとに記載する。  
 2 目標は事業実施後3年目の年度の目標数値とする。例えば、5年度に事業実施する場合、現状は4年度数値、目標は8年度数値を記載する。  
 3 本表は、事業実施主体における事業実施後の状況を記載することとする。ただし、事業主体と管理主体(実際の受益者の範囲)が大きく異なる場合は、管理主体名(実施の受益者の範囲名)を本表上部の管理主体名欄に記載するとともに、当該管理主体における目標及び事業実施後の状況を記載することとする。(例)事業実施主体は〇〇農協だが、管理主体は〇〇農協〇〇部会等の場合等  
 4 対象作物が複数ある場合、主たる作物全てについて作成する。  
 5 果樹の新植・改植を伴う計画の実績など、必要に応じて列を追加すること。  
 6 有機農業の推進に向けた取り組みを行うことを選択し事業採択された場合、事業実施後3年目の年度までに有機JAS認証の証明書類を添付すること。